

●報告 住民訴訟の提起、それは参政権の行使

専修大学法学部教授 白藤博行

はじめに

1. 行政事件訴訟と住民訴訟

1-1. 主観訴訟としての取消訴訟（行政活動の「違法性」と「権利」侵害）

行政事件訴訟法「第9条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」

1-2. 客観訴訟としての住民訴訟

「第5条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。」

「第42条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。」・・・この「法律」に、地方自治法が該当する。

2. 地方自治法の住民訴訟

2-1. 地方自治法 242条（住民監査請求）と同法 242条の2（住民訴訟）

2-2. 住民訴訟の意義～最判昭和53年3月30日

「地方自治法 242条の2の定める住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法 242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もつて地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであつて、執行機関又は職員の右財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある。すなわち、住民の有する右訴権は、地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によつて特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためではなく、専ら原告を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものであるといふことができる。」

2-3. 住民訴訟の機能（「民主主義的機能」と「法治主義的機能」）

3. 住民訴訟の誤用・濫用

3-1. 国立景観住民訴訟をめぐる生理と病理

3-2. 住民訴訟の意義と機能の無理解

4. 晴海オリンピック選手村住民訴訟において考慮すべきこと

4-1. 住民訴訟の選択

4-2. 2002年住民訴訟制度改革の影響

4-3. たとえば4号請求の場合

4-3-1. 原告、被告、当該職員

4-3-2. 財務会計行為該当性

4-3-3. 財務会計行為の違法性

*違法性の承継アプローチ

*財務会計法規上の義務違反アプローチ

おわりに

【参考】

地方自治法

「242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第4項の規定による監査若しくは勧告を同条第5項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 1 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 2 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 3 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 4 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求

【最判平成4年12月15日（1日校長事件）】

地方自治法242条の2の4号請求は、「財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対し、職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにはかならない。したがって、当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分（地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条3号）については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。ただし、地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが、反面、同法に基づく独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するものというべきであるからである。」

(東京部)